

やすらぎ学級 第6講座

かしこい消費者になりましょう

1月16日、2023年最初のやすらぎ学級を開催しました。

講師に草津市消費生活センターの皆さんをお迎えし「かしこい消費者になりましょう」と題して、悪質商法から身を守る方法を学びました。

近頃は、草津市の消費生活センターに寄せられる相談の約半数が通信販売に関するものだそうです。不当な契約を一定期間内に解除できる「クーリング・オフ制度」がありますが、通信販売にはこれが適用されないので、購入する際にはよく考えてからが良いとのことでした。

受講生も参加しての寸劇は、身近にありがちな消費者トラブル事例が盛り込まれており、熱演を楽しみながら注意すべき事柄を学ぶことができました。

「契約」で困ったことがあれば、すぐに周りの人や消費生活センターに相談しましょう。



実店舗で買ったものは返品できませんよ



突然家に来る「押し買い」
気を付けましょう



電話勧誘による被害が多発！
常に「留守番電話」にしておくのが◎

困ったときは
い や や
☎ 188 へ
〈〈消費者ホットライン〉〉
相談しよう